ニ　当該病棟に在宅復帰支援を担当する専従の常勤の社会福祉士等が一名以上配置されていること。
ホ　休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
ヘ　当該病棟において、新規入院患者のうち三割五分以上が重症の患者であること。
ト　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。
チ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
リ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
ヌ　介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業に協力する体制を確保していること。
ル　口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。
ヲ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が四十二以上であること。
ワ　当該保険医療機関のＦＩＭの測定を行う医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等に対してＦＩＭの測定に関する研修を実施していること。
(3)　回復期リハビリテーション病棟入院料２の施設基準
イ　(2)のイ、ロ、ニからルまで及びワを満たすものであること。
ロ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が三十二以上であること。
(4)　回復期リハビリテーション病棟入院料３の施設基準
イ　当該病棟に専従の常勤の理学療法士が二名以上、作業療法士が一名以上配置されていること。
ロ　休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
ハ　当該病棟において、新規入院患者のうち二割五分以上が重症の患者であること。
ニ　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。
ホ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ヘ　病院の一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。
ト　介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業に協力する体制を確保していること。
チ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が三十七以上であること。
リ　(2)のワを満たすものであること。
(5)　回復期リハビリテーション病棟入院料４の施設基準
イ　(4)のイからトまで及びリを満たすものであること。
ロ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が三十二以上であること。
(6)　回復期リハビリテーション病棟入院料５の施設基準
(4)のイ、ホ及びヘを満たすものであること。
(7)　回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準
イ　当該病室を有する病棟に専従の常勤の理学療法士が一名以上配置され、かつ、専任の常勤の作業療法士が一名以上配置されていること。
ロ　当該病室において、新規入院患者のうち二割五分以上が重症の患者であること。
ハ　当該病室において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が七割以上であること。
ニ　当該病室において、新規入室患者のうち四割以上が別表第九に掲げる脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態に該当する患者であること。
ホ　別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、当該保険医療機関を中心とした半径十二キロメートル以内に当該保険医療機関以外の保険医療機関が回復期リハビリテーション病棟入院料１から５までを届け出ていないこと。
ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ト　病院の一般病棟又は療養病棟の病室を単位として行うものであること。
(8)　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数
別表第九に掲げる状態及び日数
(9)　休日リハビリテーション提供体制加算の施設基準
休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。
(10)　回復期リハビリテーション強化体制加算の施設基準
イ　回復期リハビリテーション病棟入院料１の施設基準を満たしていること。
ロ　リハビリテーションの効果に係る実績の指数が四十八以上であること。
ハ　退院前訪問指導について、十分な実績を有していること。
ニ　排尿自立支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
(11)　回復期リハビリテーション病棟入院料の注３に規定する費用
別表第九の三に掲げる費用
(12)　回復期リハビリテーション病棟入院料の注３の除外薬剤・注射薬
自己連続携行式腹膜灌流用灌流液及び別表第五の一の二に掲げる薬剤・注射薬
十一　削除
十一の二　地域包括ケア病棟入院料の施設基準等
(1)　通則
イ　当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟又は病室を有する病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟又は病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟又は病室を有する病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であること（地域包括ケア病棟入院料の注９の場合を除く。）とする。
ロ　当該病棟又は病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。
ハ　次のいずれかに該当すること。
①　一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者を一割以上入院させる病棟又は病室であること。
②　診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であって、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者を八分以上入院させる病棟又は病室であること。
ニ　当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。当該部門に入退院支援及び地域連携に係る業務に関する十分な経験を有する専従の看護師又は専従の社会福祉士が配置されていること。当該部門に専従の看護師が配置されている場合にあっては専任の社会福祉士が、専従の社会福祉士が配置されている場合にあっては専任の看護師が配置されていること。
ホ　当該病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。
ヘ　データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。
ト　特定機能病院以外の病院であること。
チ　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。